

申込書印刷後のお手続き（住所変更届）

必要なもの ①申込書 ②本人確認資料（必要な場合のみ）③はさみ・のり

【手順1】記入例を参考に必要事項を記入し、お届印を押してください。

【手順2】次ページの封筒を組み立て、申込書（必要な場合は本人確認資料も）を封入し投函してください。

！必ずお読みください

- 郵送でのお申込みは、個人のお客様に限らせていただきます。
法人のお客様については、お取引店の窓口でお手続きください。
- 申込み用紙は白紙 A4 サイズに限らせていただきます。
- 誤りがある場合は訂正・削除個所を二重線で消し、訂正印（お届印）をご捺印ください。

<訂正記入例> 1234560

0123456



詳しくは、お近くの愛媛銀行窓口またはフリーダイヤルへ。
0120-22-0576

月～金(祝日除く)9:00～17:00

<https://www.himegin.co.jp/>

<令和2年5月25日現在>

のりしろ①

山折り

料金受取人払郵便



差出有効期間
2024年
9月30日まで

〔切手を貼らずに〕
お出し下さい

790-8790

以下の封筒を切り取ってお使いください。

日本郵便株式会社
松山中央郵便局私書箱77号

株式会社 愛媛銀行
お客様サービス部
メールオーダー係 行



お名前

山折り

のりしろ③

山折り

【作り方】

のりしろ①②③にのりをつけて、
最後にこの面が上になるように貼り付けてください

「住所変更届」ご記入例

下記の記入例をご参考に、右ページの「住所変更届」にご記入のうえ、返信用封筒に入れ、切手を貼らずにポストへ投函してください。

ご記入前に、必ずご覧ください。

1 口座開設店をご記入ください。

口座開設店が複数ある場合は、それぞれの口座開設店ごとに変更届をご記入のうえ、お送りください。

2 必ずお届印を鮮明にご捺印ください。

下記の場合はお受け付けできませんので、新しい用紙を使用してください。

[複数捺印] [不鮮明] [重ね押し]



ご記入事項を訂正される場合は、該当箇所すべてに必ず訂正印をご捺印ください。

3 「おなまえ」には必ずフリガナをご記入ください。

4 ひめぎんに、現在お届けのご住所をご記入ください。

アパート、棟号、室番、電話番号なども正確にご記入ください。

5 今回お届けになる新しいご住所をご記入ください。

アパート、棟号、室番、フリガナ、電話番号、携帯番号なども正確にご記入ください。

6 ひめぎんJCBデビットまたはひめぎんJCBカード[asita]をご利用いただいている方は「○」印をご記入ください。

【ご記入例】

住所変更届

株式会社 愛媛銀行
私は、現住所の居住国は日本のみであることを表明したうえ、以下の通り住所変更の届出をいたします。

お客様記入日	2019年6月1日	口座開設店	道後支店
(フリガナ)	エ ヒメ ガン	お届印	愛媛銀行
おなまえ	花子		
私は銀行との預金取引について新住所を次の通り変更します。なお、本住所変更届の受理日は、銀行口座開設店での手続終了日としてください。			
変更前の住所	〒790-0842 松山市道後湯文町2-15 TEL(089)933-1411		

変更後の住所	〒790-0874 マツヤマシティ ミナミモチダマチ マツヤマハイツ 松山市南持田町27-1 松山ハイツ101 TEL(089)933-1117 携帯(090)2345-6789
ひめぎんJCBデビットをご利用いただいている方は「○」印を付けてください。 ひめぎんJCBカード[asita]をご利用いただいている方は「○」印を付けてください。 私は株式会社ジェーシービーへの届出住所について、上記届出の通り変更します。	

スマホからも住所変更ができます！

(ひめぎんアpri)



詳しくはこちら ▲

「外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)」のご案内

FATCA(ファトカ)とは？

FATCA(ファトカ)とは、米国の税法である外国口座税務コンプライアンス法(Foreign Account Tax Compliance Act)の略称です。FATCAは、米国の納税義務のある方が、海外(米国以外)の金融機関の口座を利用して米国の税金を逃れることを防止するため制定されました。

FATCAは米国以外の金融機関も影響を受けるため、日米当局はFATCAが日本の国内法に抵触することなく円滑に実施されるよう相互に協力する声明^{(*)1}を発表しました。FATCAおよび聲明のなかでは日本国内の金融機関が実施すべき手続き(以下「FATCA確認」といいます)が示されています。

FATCA確認では、預金口座を初めて開設する際や米国への転居をされる際、お届けいただいている現住所が米国国内である場合等に米国の納税義務者等(米国人等)であるかを確認するため、FATCAに関する質問をさせていただく場合、書面等によりお客様ご自身にご申告いただく場合や、必要書類のご提示またはご提出をいただく場合があります。その結果、米国人等に該当する場合、お客様の同意のもとに米国税務当局に預金口座情報等を報告させていただきます。

ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申しあげます。

(*)1正式には、「国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局との相互協力及び理解に関する声明」といいます。

「米国人等」に該当する個人のお客さま(米国税務当局への報告対象となるお客さま)

※いずれかに該当する場合、報告対象となります。

① 米国市民(米国籍をお持ちの方)

【ご注意】米国で出生されたお客さま

米国で出生された方は、現在の居住地に関わらず米国納税義務が生じる可能性があるため、所定の書類のご提出をお願いしております。

なお、現在米国籍をお持ちの方で、将来米国籍を放棄する場合には、米国の放棄後に所定のお手続きが必要ですので、お取引銀行にご連絡ください。

② グリーンカード保有者(米国の永住権をお持ちの方)

③ 米国に居住している方

一般的に、米国での滞在日数に関して、右記の条件を満たす場合、米国税務上、米国に居住しているとみなされます。

- 当年の滞在日数が31日以上かつ
- 以下の合計が183日以上
「当年の滞在日数」「前年の滞在日数の3分の1」「前々年の滞在日数の6分の1」

米国税務当局への報告について

米国人等に該当する場合、お客様や株主さまのお名前、ご住所、口座番号、納税者番号、口座残高、利息等を定期的に米国税務当局へ報告することが金融機関に求められています。

そのため、報告対象となるお客様や株主さまから情報開示に関する同意書をご提出いただいだうえで、米国税務当局へ報告いたします。

FATCA確認にご協力いただけない場合

FATCA確認にご協力いただけない場合、その銀行で新規口座の開設をご希望のお客さま^{(*)2}は、日米当局間声明の趣旨を踏まえ、口座を開設することができません^{(*)3}。

また、すでに口座をお持ちのお客さまは、追加の口座開設については銀行によりお取扱いが異なる場合がありますが、すでにお持ちの口座はそのままご利用いただけます^{(*)3}。ただし、日米租税条約にもとづき、お客様の口座情報等は国税庁経由で米国税務当局に提供される可能性があります。

(*2)口座開設お申し出の時点で、その銀行に口座をお持ちでないお客様です。

(*3)銀行によっては、ご協力の有無によらず、非居住者のお客様は口座を開設できないケースや、すでに開設された口座について非居住者のお客様であることが分かった場合には口座を閉鎖していくだけのケースがあります。

※FATCAに関する税務上のお取扱いが不明な場合には、弁護士、税理士等の専門家に必ずご確認ください。

住所変更届

株式会社 愛媛銀行

私は、税務上の居住地国は日本のみであることを表明したうえ、以下の通り住所変更の届出をいたします。

お客様記入日	年 月 日	口座開設店	支店
(フリガナ)	おなまえ		
			お届印

私は銀行との預金取引について届出住所を次の通り変更します。なお、本住所変更届の受理日は、銀行口座開設店での手続終了日としてください。

変更前の住所	〒	□□□-□□□□
TEL()	-	

切りとり線

変更後の住所	〒	□□□-□□□□
TEL()	-	
携帯()	-	

ひめぎんJCBデビットをご利用いただいている方は「○」印を付けてください。	○
ひめぎんJCBカード[asita]をご利用いただいている方は「○」印を付けてください。	○
私は株式会社ジェーシービーへの届出住所について、上記届出の通り変更します。	

(注)当座預金、有担保ローン(住宅ローン等)、事業性融資、團、團、團、投資信託をご利用いただいている方は、この「メールオーダー」での住所変更手続きは出来ません。お手数ですが口座開設店の窓口でお手続きをお願いします。口座開設店が複数ある場合、それぞれの口座開設店に変更届をご提出ください。

〈銀行使用欄〉

検印	照合	係印

営業店処理日